

多度津町パートナーシップ・

ファミリーシップ宣誓制度

ご利用の手引き

(令和8年4月1日改訂版)



多度津町 住民環境課



目 次

1	はじめに	1
2	パートナーシップ宣誓について	2
3	ファミリーシップ宣誓について	3
4	証明書の交付までの流れと準備物	4
	（1）パートナーシップを宣誓する場合	5
	（2）パートナーシップとファミリーシップ を同時に宣誓する場合	7
	（3）ファミリーシップを宣誓する場合	8
5	その他の手続き等（再交付、返還、内容変更など） ※ パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークについて	9
6	宣誓証明書が利用可能な行政サービス	14
7	よくある質問	15

1 はじめに

本町では、「多度津町人権擁護に関する条例」の基本理念に基づき、「誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちづくり」を進めています。

その施策の一つとして、性的少数者（性的マイノリティ）の方々の人権擁護を図るため、令和3年4月から「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。また、取組をさらに推進するため、令和8年4月から従来の制度を拡充して「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しています。

両制度とも、法律上の権利や義務などの法的効力が発生するものではありませんが、性的少数者（性的マイノリティ）に対する理解増進を図ることで、多様性を尊重する意識を醸成し、パートナーのお二人とその家族が暮らしやすいまちとなることをめざします。

性的少数者（性的マイノリティ）とは？

人の性は、単に男と女に二分できるものではなく、「からだの性」「こころの性」「好きになる性」などの組み合わせや割合によって、さまざまに変化します。私たち一人ひとりの顔や性格が異なるように、その性質は人それぞれです。

性的少数者（性的マイノリティ）とは、どの性別に好意を抱くのかを表す「性的指向」や自分の性別をどう認識しているかという「性自認」について、多くの人々が〈普通〉と考えている性の在り方に違和感を覚えている方たちの総称です。

2 パートナーシップ宣誓について

■ パートナーシップ宣誓制度とは？

現行の法律上の婚姻関係とは異なり、一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が、「戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支えあう」関係にあることを宣誓し、町がその関係を公的に証明する制度です。

■ パートナーシップを宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をするには、次の要件を全て満たす必要があります。

① 成年（満18歳）に達していること

双方とも年齢が満18歳以上の方。

② 多度津町に住所があること又は多度津町に転入予定であること

町内に住所を有している方 又は 宣誓から3か月以内に町内への転入を予定している方。

③ 配偶者（事実婚の関係を含む）がいないこと

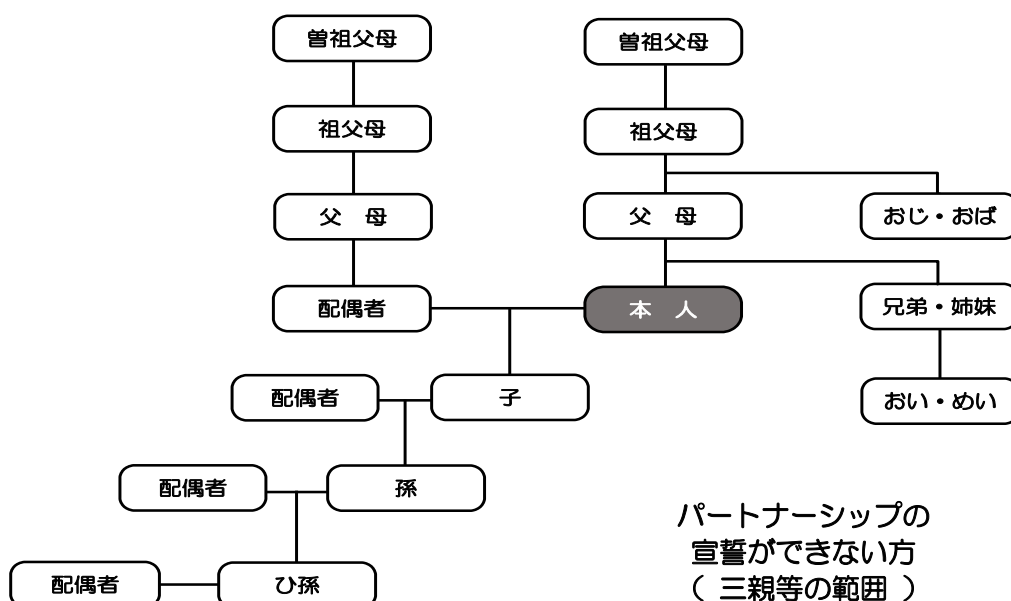
ただし、パートナーシップの宣誓をしようとする方同士が、外国で結婚している場合は宣誓が可能です。

④ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

同様の制度を実施している他の自治体で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っている方は、多度津町において宣誓することはできません。

⑤ 宣誓者同士の関係が近親者でないこと

民法の規定により婚姻できない関係にある方とは宣誓することができません。ただし、パートナーシップの宣誓をしようとする方同士が養子縁組によって近親者となっている場合は、宣誓が可能です。



3 ファミリーシップ宣誓について

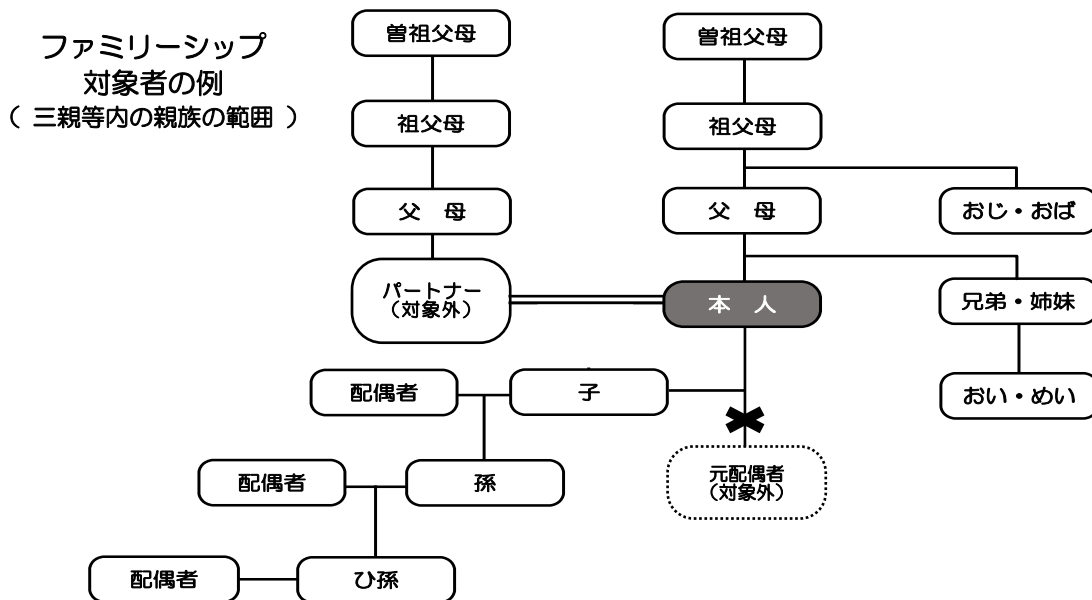
■ ファミリーシップ宣誓制度とは？

現行の法律上の家族関係とは異なり、パートナーシップ宣誓者の一方若しくは双方の子又は父母等を家族とし、継続的な共同生活を行っている又は行うことを約束した関係にあることを宣誓し、町がその関係を公的に証明する制度です。

■ ファミリーシップの宣誓の条件

ファミリーシップの宣誓をするには、パートナーシップの宣誓を同時に行うか、既に宣誓を済ませていることのほか、次の要件を全て満たす必要があります。

① パートナーシップ宣誓者の一方若しくは双方の子又は父母等（三親等内の親族）であること



② パートナーシップ宣誓者以外の方とファミリーシップにないこと

他の自治体のファミリーシップ制度を含みます。

③ ファミリーシップ対象者である本人が同意していること

15歳未満の方については、親権者の同意が必要です。

未成年の方については、パートナーシップ宣誓者の一方又は双方と生計が同一である必要があります。

4 証明書の交付までの流れと準備物

事前予約

- 宣誓希望日までに、住民環境課 人権係へ電話又はメールで必ず予約してください。
(直前にご連絡があった場合は、準備の都合により希望に沿えないことがありますので、なるべく早めにご連絡ください。)
- 予約の際に、次のことをお伺いします。
 - ① 氏名(漢字・ふりがな、希望する場合は通称名も)
 - ② 宣誓希望日(第1～第3希望)
 - ③ 住所(又は転入予定先)
 - ④ 電話番号
 - ⑤ 宣誓時の個室希望の有無

宣誓

- 予約した日時・場所へお越しの上、必要書類をご提出ください。
※ 宣誓ごとにお越しいただく方や必要書類は異なります。
担当者への問い合わせやこの手引きで事前にご確認ください。
- 書類確認や聞き取りにより、本人確認及び宣誓内容や要件の確認をします。

宣誓証明書の交付

- すべての要件を満たしていることが確認できたら、パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書を交付します。
※ 提出書類等に不備がある場合、即日交付ができないことがあります。

手続き終了

※ 「転入予定」で宣誓された場合は、3か月以内に、転入したことが確認できる住民票などの書類を提出してください。

予約なしで来庁された場合は対応ができない可能性がありますので、必ず住民環境課 人権係へ電話又はメールでご予約くださるようお願いいたします。

連絡先： 多度津町役場 住民環境課 人権係

電話： 0877-33-4480

メール： jyuukan@town.tadotsu.lg.jp

受付時間： 平日8:30～17:15(土日、祝日、年末年始を除く)

4- (1) パートナーシップを宣誓する場合

来庁時に、職員が立ち会いのもとで、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」(様式第1号)を記入していただくようになります。要件を満たしているか確認するため、次の書類をご準備ください。

宣誓そのものの手数料は無料ですが、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料等は自己負担となります。また、提出する書類は、発行から3か月以内のものをご用意ください(以下、すべての手続きで同じです)。

ご来庁いただく方	パートナーシップを宣誓しようとするお二人
あらかじめ ご用意いただく 必要書類	<p>① 住民票の写し (住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写しでも可)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 宣誓する方お一人につき、1通をご用意ください。 ただし、同一世帯の場合、二人分の情報が記載されていれば1通のみで構いません。 • 転入予定の方は、可能であれば転出証明書を提示してください。用意ができない場合は、現住所が記載された住民票の写しを提出してください(転入後、改めて住民票の写しを提出していただきます)。
	<p>② 独身であることを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> • 宣誓する方お一人につき、1通をご用意ください。 <p>☆ <u>日本国籍を有している方</u> 次の書類の<u>いずれか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> A. 戸籍抄本 B. 独身証明書 <p>※ いずれも本籍地の市区町村役場で発行されます。 ※ 無戸籍の方は、その旨を申し出てください。</p> <p>☆ <u>日本国籍を有していない方</u> 次の書類の<u>全て</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 結婚していない場合 A. 婚姻要件具備証明書(外国語) B. Aの証明書を日本語に翻訳したもの

- ◇ これから宣誓をしようとしているお二人が外国で結婚している場合
- A. 婚姻証明書（外国語）
- B. Aの証明書を日本語に翻訳したもの
- ※ これらの証明書の発行については、国ごとに取扱いが異なります。該当する国の大使館等にお問い合わせください。
- ※ 日本語への翻訳はご本人が行っても問題ありません。翻訳した書類に、翻訳者の氏名を記入してください。

③ お越しいただいたお二人の本人確認ができるもの

本人確認書類の例	
1点の提示で足りるもの	2点以上の提示が必要なもの
<input type="checkbox"/> 個人番号カード （マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 旅券 （パスポート） <input type="checkbox"/> 運転免許証 （運転経歴証明書でも可） <input type="checkbox"/> 顔写真付きの身分証明書 （学生証、在留カード、特別永住者証明書など） <input type="checkbox"/> 顔写真付きの資格証明書 （障害者手帳、船員手帳、無線従事者免許証など）	<input type="checkbox"/> 各種保険 （国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険など）の資格確認書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 顔写真のない身分証明書 （学生証、社員証など） <input type="checkbox"/> 顔写真のない資格証明書 （生活保護受給証、恩給等の証書など）

④ 通称名が確認できるもの（通称名を使用する場合）

通称名確認書類の例	
1点の提示で足りるもの	2点以上の提示が必要なもの
<input type="checkbox"/> 社員証、学生証等 （顔写真付き）	<input type="checkbox"/> 社員証、学生証等（顔写真なし） <input type="checkbox"/> 公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 郵便物

あらかじめ
ご用意いただく
必要書類

これら以外にも、事情に合わせて町長が必要と認める書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

4-（2） パートナーシップとファミリーシップを同時に宣誓する場合

ご来庁いただく方	パートナーシップを宣誓しようとするお二人
あらかじめ ご用意いただく 必要書類	<p>① パートナーシップの宣誓をする際に必要な書類一式</p>
	<p>・手引き p5・6 の4-（1）の①～④を参照してください。</p>
	<p>② パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）</p>
	<p>・ファミリーシップ対象者の欄の氏名（フリガナ）に、対象者本人が自署により署名したものをあらかじめご用意の上、ご持参ください。</p> <p>・ファミリーシップ対象者が15歳未満の場合は、親権者の同意欄についても、親権者本人が自署により署名を行ったものを、あらかじめご用意ください。</p> <p>※ パートナーシップ宣誓者の欄については、来庁時に職員立ち会いのもとでご記入いただく必要があるため、あらかじめの記入は不要です。</p> <p>※ 宣誓をするファミリーシップ対象者の方を連れて来庁される場合は、来庁時に対象者の欄に自署をしていただいても構いません。</p>
	<p>③ ファミリーシップ対象者とパートナーシップ宣誓者の家族関係を証明する書類</p>
	<p>・戸籍抄本等をご用意ください。</p>
<p>④ 通称名が確認できるもの（通称名を使用する場合）</p>	
<p>・手引き p6 の4-（1）の④を参照してください。</p>	

これら以外にも、事情に合わせて町長が必要と認める書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

4- (3) ファミリーシップを宣誓する場合 (パートナーシップを既に宣誓している方)

ご来庁いただく方	パートナーシップを宣誓したお二人のうち、一方又は双方
あらかじめ ご用意いただく 必要書類	① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届 (様式第4号の2)
	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓者お二人の氏名(フリガナ)とファミリーシップ対象者の欄の氏名(フリガナ)に、それぞれ本人が自署により署名したものを<u>あらかじめ</u>ご用意の上、ご持参ください。 ・ファミリーシップ対象者が15歳未満の場合は、親権者の同意欄についても、親権者本人が自署により署名を行ったものを、あらかじめご用意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 宣誓をするファミリーシップ対象者の方を連れて来庁される場合は、来庁時に対象者の欄に自署をしていただいても構いません。
	② ファミリーシップ対象者とパートナーシップ宣誓者の 家族関係を証明する書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍抄本等をご用意ください。
	③ お越しいただいた方の本人確認ができるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・手引き p6の4-(1)の③を参照してください。
	④ 通称名が確認できるもの(通称名を使用する場合)
	<ul style="list-style-type: none"> ・手引き p6の4-(1)の④を参照してください。
⑤ 交付済みの宣誓証明書(全通)	
<ul style="list-style-type: none"> ・宣誓証明書の内容が変わるため、全通回収後に再交付します。 	

これら以外にも、事情に合わせて町長が必要と認める書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

5 その他の手続き等（再交付、返還、内容変更など）

宣誓後、宣誓証明書を紛失、き損等をした場合や宣誓した内容に変更が生じた場合は、その事由に応じた手続きをしていただくこととなります。いずれの場合も、まずは住民環境課人権係へ電話又はメールし、来庁日時を事前にご予約ください。

必要な書類は手続きごとに異なりますので、この手引きでご確認いただくか、担当者へお問い合わせください。

宣誓証明書の再交付を希望する場合

交付を受けた宣誓証明書について、紛失、き損等の事情により再交付を希望される場合は、次のとおり手続きをお願いします（宣誓内容に変更がない場合に限りです）。

ご来庁いただく方	パートナーシップを宣誓したお二人のうち、一方又は双方
あらかじめ ご用意いただく 必要書類	① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書 再交付申請書（様式第4号）
	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ宣誓者の欄に、それぞれ本人が自署により署名したものをあらかじめご用意の上、ご持参ください（双方が来庁される場合は、来庁時の自署でも可）。
	② お越しいただいた方の本人確認ができるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・手引き p6の4-（1）の③を参照してください。
	③（き損の場合）き損した宣誓証明書
	<ul style="list-style-type: none"> ・き損している宣誓証明書を提出してください。

宣誓内容を変更する場合

交付を受けた宣誓証明書の内容が次ページに掲げるような事由により変更となる場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届」（様式第4号の2）により、内容の変更を届け出ていただくこととなります。

変更の事由によっては、宣誓証明書が再交付されることがあります。宣誓証明書の再交付を伴う場合は、現在交付している宣誓証明書（全通）を提出していただくことになります。

★手続きが必要な変更事由

■ パートナーシップ宣誓者についての変更	再交付
1 一方若しくは双方の氏名又は通称名に変更があったとき	○
2 一方又は双方が転居したとき	
3 一方又は双方の電話番号に変更があったとき	
■ ファミリーシップ対象者についての変更	再交付
4 氏名又は通称名に変更があったとき	○
5 住所に変更があったとき	
6 電話番号に変更があったとき	
7 ファミリーシップ対象者をファミリーシップに追加するとき	○
8 ファミリーシップ対象者の全部又は一部とファミリーシップを解消するとき	○
9 ファミリーシップ対象者が死亡したとき	○
10 ファミリーシップ対象者が要件のいずれかに該当しなくなったとき	○

ご来庁いただく方と必要書類については、変更事由により異なりますので、事前に住民環境課人権係の担当者までお問い合わせください。

※ 変更事由の7については、手引き p8の4-(3)をご覧ください。

宣誓証明書の返還が必要となる場合

次に掲げるような事由に該当する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届」(様式第5号)により、届出をしていただくことになります。

届出時に、現在交付している宣誓証明書（全通）を提出していただくことになります。

★手続きが必要な変更事由

1 宣誓者の意思により、パートナーシップが解消されたとき
2 宣誓者の一方（又は双方）が死亡したとき
3 宣誓者の一方又は双方が町外に転出したとき（単身赴任等は除く）
4 宣誓者に配偶者や別のパートナーができて要件を満たさなくなったとき
5 不正利用が判明するなどして、町長から返還を求められたとき

ご来庁いただく方と必要書類については、変更事由により異なりますので、事前に住民環境課人権係の担当者までお問い合わせください。

宣誓に関する申立てをしようとする場合

ファミリーシップ対象者は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書」（様式第5号の2）を提出することにより、宣誓証明書に記載された自身の氏名を削除するよう申立てをすることができます。ただし、未成年の子については、満15歳に達する日以後でなければ申立てはできません。

事由に応じて宣誓証明書の返還や再交付等の手続きが発生しますので、詳しくは、住民環境課人権係の担当者までお問い合わせください。

【 要確認 】 町外から転入 又は 町外へ転出される方へ

多度津町は、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入しています。

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク とは

パートナーシップ宣誓者が転居する際の手続きの負担軽減を図るために構築されたネットワークで、全国で250を超える自治体が加入しています。

多度津町は、令和7年10月1日付けでこのネットワークに加入しています。

通常、パートナーシップ宣誓者が多度津町外へ転出する場合又は他の市町村から多度津町へ転入する場合は、転出する自治体での宣誓証明書の返還と、転入する自治体での再度の宣誓が必要となります。

しかし、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体（以下「連携自治体」といいます。）の間で転出入する場合は、転出する自治体での宣誓証明手続きが不要となるほか、転入する自治体でのパートナーシップの宣誓の継続申告をすることで、一部の手続きが簡素化されます。

① 連携自治体で宣誓済みの方が、多度津町に転入する場合

◇ 転出自治体（連携自治体）での手続き

- ・転出する連携自治体におけるパートナーシップ宣誓制度に関する手続きはありません。
※ 念のため、転出する連携自治体の窓口にお問い合わせください。

◇ 転入自治体（多度津町）での手続き

- 多度津町住民環境課人権係に電話又はメールで事前予約を行ってください。
- 来庁時に、「パートナーシップ宣誓継続申告書」（様式第6号）を提出していただきます。
- あらかじめご用意いただく申告書の添付書類は、次のとおりです。

ご来庁いただく方	多度津町でパートナーシップの宣誓をしようとするお二人
あらかじめ ご用意いただく 必要書類	<p>① 転出する連携自治体が交付した宣誓に係る証明書</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 転出する連携自治体がお二人に交付した宣誓証明書等の原本をご提出ください（多度津町が回収します）。
	<p>② 住民票の写し (住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写しでも可)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 転出する連携自治体から多度津町に転入したことを証する書面の写しとしてご提出いただきます。 • 宣誓する方お一人につき、1通をご用意ください。ただし、同一世帯の場合、二人分の情報が記載されていれば1通のみで構いません。 • 転入予定の方は、可能であれば転出証明書を提示してください。用意ができない場合は、現住所が記載された住民票の写しを提出してください（転入後、改めて住民票の写しを提出していただきます）。
	<p>③ お越しいただいたお二人の本人確認ができるもの</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 手引き p6の4-(1)の③を参照してください。
<p>④ 通称名が確認できるもの（通称名を使用する場合）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> • 手引き p6の4-(1)の④を参照してください。 	

- 本町のパートナーシップ宣誓制度の要件を満たしていることが確認できた場合は、宣誓証明書を交付します。

※ 継続申告をするためには、転出する連携自治体から多度津町に転入したことを、町から転出する連携自治体に対して通知することについて、同意をいただく必要があります。もし同意をされない場合は、通常の宣誓の手続きを行っていただくこととなりますので、ご了承ください。

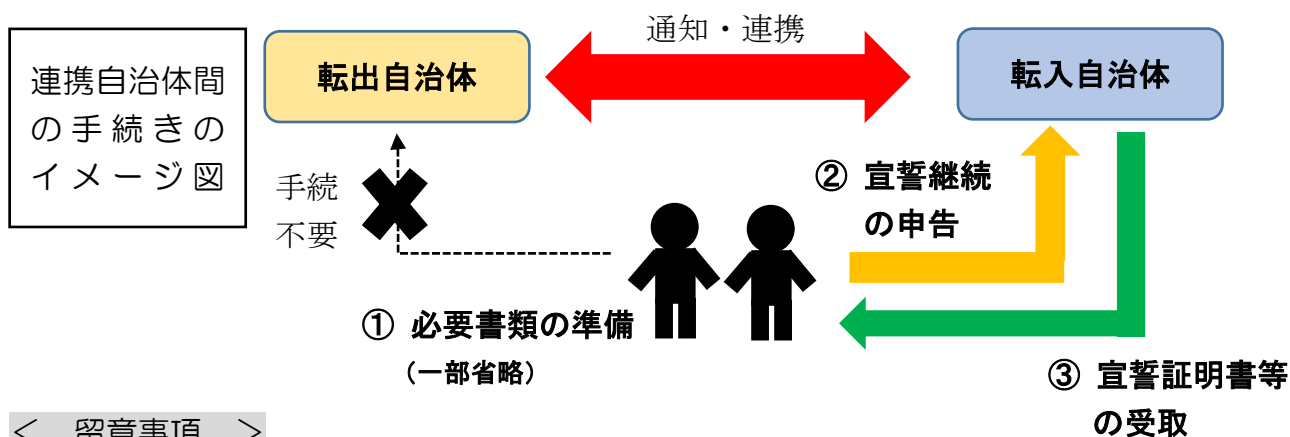
② 多度津町で宣誓済みの方が連携自治体に転出する場合

◇ 転出自治体（多度津町）での手続き

- ・多度津町におけるパートナーシップ宣誓制度に関する手続きはありません。

◇ 転入自治体（連携自治体）での手続き

- ・転入する連携自治体の指示に従って、パートナーシップ（宣誓）制度の継続申告をしてください。
- ・転入する連携自治体で継続申告をする際に、転入する連携自治体に対し、多度津町が発行したパートナーシップ宣誓証明書（原本）を提出してください（それにより、多度津町の証明書が返還されたものとみなします）。
 - ※ 転入する連携自治体における手続きの詳細は、転入する連携自治体の窓口にお問い合わせください。



< 留意事項 >

- ・継続申告は、連携自治体から連携自治体へ転出入する場合のみ可能な手続きです。
- ・転出する自治体と転入する自治体のいずれか一方でもネットワークに加入していない（連携自治体ではない）場合は、それぞれの自治体が定める通常の手続きを行っていただくようになりますので、ご注意ください。
- ・また、継続申告が可能なのは、転入する連携自治体におけるパートナーシップ（宣誓）制度の要件を満たしていることが前提条件となりますので、ご了承ください。
- ・ファミリーシップ（宣誓）制度については、現在のところ、連携対象とはなっていません。多度津町又は他の連携自治体でパートナーシップだけでなくファミリーシップについても宣誓している場合は、別途手続きが必要となる可能性がありますので、転出入の前にあらかじめ担当窓口へご確認ください。

6 宣誓証明書が利用可能な行政サービス

本町では、宣誓証明書が利用可能な行政サービスを、次のように提供しています。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度による宣誓証明書が利用可能な行政サービスについては、適宜拡充を図ってまいります。

担当課	行政サービス名	ご利用方法
建設課 (33-1112)	町営住宅	【パートナーシップ】 町営住宅への入居申込の際に、宣誓証明書の写しを提出していただくと、お互いを「親族」とみなすことができます。
政策課 (33-1116)	移住促進家賃 補助金交付	【パートナーシップ】 補助金の交付申請の際に、宣誓証明書の写しを提出していただくと、お互いを「夫婦」とみなすことができます。

※ サービスごとに、宣誓証明書の取り扱いは異なっているので、詳しいご利用方法については、担当課にお問い合わせください。

このほかにも、宣誓証明書を行政サービスに利用できる場合がありますので、気になることがございましたら、住民環境課人権係（33-4480）までお気軽にご相談ください。

7 よくある質問

全 般

Q1	パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。
A1	<p>婚姻を行うと、民法規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。</p> <p>一方、多度津町のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づき行われるものであり、婚姻のような法的な効力はありません。しかし、証明書の提示により利用できる行政サービスを増やしていくとともに、民間事業者にも、証明書の利用等について周知を進めていくこととしております。</p>
Q2	パートナーシップやファミリーシップの宣誓に費用はかかりますか。
A2	<p>宣誓や宣誓証明書の交付には、費用はかかりません。ただし、宣誓に係る必要書類の交付手数料等は自己負担となります。</p>
Q3	宣誓に関する手続きはインターネットや郵送でできますか。
A3	<p>宣誓に関する手続きは、宣誓の予約を除き、基本的に多度津町役場（住民環境課）までお越しいただいた上で行っていただきます。</p>
Q4	私は、パートナーシップ制度を導入している他市町から多度津町に転入する予定です。この時、その自治体から交付されているパートナーシップ宣誓証明書を多度津町でそのまま使うことはできませんか。
A4	<p>「パートナーシップ（宣誓）制度」は自治体ごとに制度が設けられているため、転出する自治体から交付された証明書をそのまま使うことはできません。通常は、転出する自治体と多度津町において、それぞれ必要な手続きを行っていただくようになります。なお、転出する自治体が連携自治体（「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入している自治体）である場合、手続きの一部が簡略化されることがあります。詳しくは、手引きのp11～13をご確認ください。</p>
Q5	「パートナーシップの宣誓をしようとする方同士が養子縁組によって近親者となっている場合は、宣誓が可能です。」とはどういうことですか。
A5	<p>パートナーシップにあるお二人が、様々な事情により、当事者同士間又は当事者の親との養子縁組を行ったことで、近親関係となっている場合は、この要件の例外として、宣誓を認めています。</p>
Q6	私達は、法律的には私が女性、パートナーが男性のカップルです。宣誓はできますか。
A6	<p>宣誓をしようとしているお二人の一方若しくは双方が、性的少数者（性的マイノリティ）にあたるのであれば、宣誓は可能です。どちらも性的少数者（性的マイノリティ）にあたらなない場合は、制度の対象となりません。</p>

「宣誓をすることができる者の要件」について

「年齢要件」について

Q 7	宣誓の日時を予約する時点では、まだ成年に達していませんが、予約することはできますか。
A 7	宣誓を行う日に両者が成年（満 18 歳）に達していれば、宣誓は可能です。

「住所要件」について

Q 8	パートナーやファミリーシップ対象者と同居していないと宣誓できませんか。
A 8	「継続的な共同生活」にあたるような実態が確認できれば、同居していなくても問題はありません。ただし、ファミリーシップ対象者が未成年の場合は、パートナーシップ宣誓者の一方又は双方と生計が同一でなければなりません。
Q 9	宣誓の後に、多度津町内に引っ越す予定ですが、まだ入居先が決まっていますか。
A 9	宣誓後に町内への転入を予定している方は、宣誓の日から3か月以内に、多度津町へ転入したことがわかる書類（住民票の写し等）を提出してください。 ※ 転入を証する書類の提出がない場合は、宣誓を取り消すことがあります。

「宣誓の方法」について

宣誓の予約について

Q 1 0	予約の時に伝えた内容に一部変更（誤り）がありました。
A 1 0	変更があった（誤りがあった）内容について、宣誓日の前日までに住民環境課の人権係まで連絡してください。
Q 1 1	事前に必要な書類が準備できているか、私たちやファミリーシップ対象者が要件を満たしているかを確認してもらうことはできますか。
A 1 1	ご相談いただければ、宣誓に必要な要件を満たしているかを確認いたします。

宣誓当日について

Q 1 2	パートナーが役場を訪問することができません。パートナーが書いた委任状を持参して、私だけで宣誓をすることはできますか。
A 1 2	両当事者の意思を確認するためにも、パートナーシップを宣誓する際には、必ずお二人がそろって窓口にお越しいただく必要があります。よって、宣誓をすることはできません（夜間・休日等での対応を希望される方は、事前にご相談ください）。
Q 1 3	代筆を頼む相手は、誰でもいいのですか。
A 1 3	お二人が同意して決められた方であれば、原則どなたでも代筆は可能です。
Q 1 4	代筆者の本人確認書類はいらないのですか。
A 1 4	宣誓をするお二人と町職員が立ち会っている状況下での代筆ですので、代筆者の方の本人確認は不要です。

Q15	私は、パートナーシップの宣誓の後に引っ越しをする予定です。この時、宣誓書の住所欄には「引っ越しをする前の住所」と「引っ越しをした後の住所（引っ越し先）」のどちらを記入すべきですか。
A15	「宣誓をする日の時点での住所」を記入してください。 なお、この場合は、転入が確認されてから証明書を発行いたします。
「必要書類」について	
Q16	私（又はパートナー）は、これまで通称名を使用していませんが、宣誓を機に、通称名を使用したいと考えています。通称名を使用するの宣誓は可能ですか。
A16	性別違和等を理由に通称名を使用することは可能ですが、宣誓日以前から日常的に使用していることを書類で確認できなければ使用できません（手引き p6 参照）。
「本人確認」について	
Q17	本人確認に提示できる書類を何も持っていません。
A17	パートナーシップの宣誓は、ご本人及びパートナーの方の意思によってのみ成り立つものです。そのため、それぞれがご本人であることを確認する必要があります。各種保険の資格確認書、年金手帳など、どなたでも取得できる本人確認書類があると思われるので、必ずご用意ください。
「宣誓証明書の交付」について	
Q18	宣誓証明書を郵送で送ってほしいのですが。
A18	原則として、窓口での直接交付となります。誤送付や配送事故による紛失を防ぐため、郵送等による宣誓証明書の送付は行っておりません。
宣誓証明書交付後の手続きについて	
Q19	宣誓後に氏名（通称名）を変更しました。何か手続きは必要ですか。
A19	証明書に記載されている内容（戸籍上の氏名、（通称名）、特記事項、緊急連絡先）に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届」により申請をお願いします。 内容の確認ができ次第、変更を反映した証明書を再交付いたします。
Q20	宣誓後に住所を変更しました。何か手続きは必要ですか。
A20	転入予定で宣誓を行い、3か月の期限内に多度津町へ転入した場合は、住民票の写しを提出してください。 多度津町から転出した場合は、宣誓証明書の返還手続きを行っていただくようになります（連携自治体へ転出した場合は、手続きが省略されることがあります）。 多度津町内で転居した場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届」により、内容変更の届出をお願いします。

Q 2 1	き損した宣誓証明書の再交付をしたいのですが、申請書を提出すれば、すぐに再発行してもらえますか。
A 2 1	「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書」に不備等が無ければ即日発行は可能です。事前予約の上、手続きをお願いします。
Q 2 2	宣誓後に私（又はパートナー）が町外へ引っ越すことになりました。この場合、宣誓の証明は取り消されてしまいますか。
A 2 2	パートナーシップ宣誓を行ったお二人のうち、一方でも町外へ転出した時点で、宣誓の証明は取り消しとなり、返還手続きを行っていただくようになります（連携自治体へ転出した場合は、手続きが省略されることがあります）。ただし、単身赴任や住民票の異動を伴わない異動の場合は、この限りではありません。
Q 2 3	パートナーから一方的に関係の解消を告げられました。宣誓証明書を返還しなければいけませんか。
A 2 3	パートナーシップは、両者の意思に基づいてのみ成立しますので、どちらか一方の意思でも解消されます。この場合も、返還手続きを行っていただきます。
Q 2 4	宣誓証明書を返還しなければならない事由が発生しましたが、形見や記念等として宣誓証明書を所持しておくことは可能ですか。また、この場合、パートナーに交付されていた宣誓証明書も所持しておくことはできますか。
A 2 4	原則、返還していただくこととなります。ただ、町長公印の箇所には穴を開けるなどの無効化処置を行った上で、公的証明書ではなく思い出の品として引き続き所持していただくことが可能な場合もありますので、一度ご相談ください。
宣誓証明書等の利用等について	
Q 2 5	なりすましでの宣誓や偽造等による悪用はされませんか。
A 2 5	宣誓を行う際に添付書類及び提示書類で厳に本人確認を行うことで、なりすましによる宣誓や偽造等による悪用を防止しています。なお、虚偽によりパートナーシップ宣誓証明書の交付を受けたり、不正に利用したりした場合は、当該パートナーシップ宣誓の証明を取り消し、宣誓証明書を返還していただきます。
Q 2 6	制度の利用に際して、プライバシーは守られますか。
A 2 6	宣誓される方のプライバシーの保護の観点から、別室（個室）で宣誓を行っていただくことが可能です。事前予約の際にお申し出ください。
Q 2 7	宣誓証明書は、どこで利用できるのですか。
A 2 7	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度には法的効力はありませんが、宣誓証明書の提示により利用できる多度津町の行政サービスを充実させてまいります。また、民間事業者にも、宣誓証明書を利用できる機会創出を促すために周知啓発を進めてまいります。既に民間事業者が利用可能なサービスを提供していることがありますが、個別のサービスについては提供元にお問い合わせください。



多度津町 住民環境課 人権係

〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号

電話：0877-33-4480

メール：juukan@town.tadotsu.lg.jp

受付時間：平日8:30~17:15（土、日、祝日、年末年始を除く）

多度津町HP「多度津町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について」

多度津町 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

検索

発行 令和8年4月1日